

2026 年 4 月 30 日

2025 年度における適正手続の遵守状況の総括

サステナビリティ基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、サステナビリティ基準委員会（以下「委員会」という。）が、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「サステナビリティ開示基準適正手続規則」という。）第 29 条に基づき、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第 28 条 委員会は、重要と認められるサステナビリティ開示基準等の公表又は改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。なお、必要に応じて、当該報告に、サステナビリティ開示基準等の補足文書の開発に係る本規則の遵守状況の報告を含める。

第 29 条 委員会は、原則として年 1 回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

II. 適正手続の遵守状況

2. 本年度における適正手続の遵守状況については、第 3 項から第 10 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

3. 委員会は、サステナビリティ開示基準公表後の対応として、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」BC19 項(1)に記載のとおり、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）により IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）が新規に公表される又は既存の ISSB 基準が改訂される場合、委員会において、サステナビリティ開示基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。本年度において、次の新規のテーマが ISSB 基準との整合性の維持の観点から、委員会による審議により選定された。

- (1) 2025 年 4 月に、ISSB より、IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の修正を提案する公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号に対する修正案」¹が公表されたことを受けて、対応するサステナビリティ開示基準の取扱いについて、2025 年 8 月 18 日に開催された第 56 回サステナビリティ基準委員会において審議し、新規テーマとして取り上げることとした。
4. 前項に加え、本年度において、次の新規のテーマが委員会による審議により選定された。
- (1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」の定めに従う場合の測定及び開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発について、2025 年 12 月 11 日に開催された第 60 回サステナビリティ基準委員会において審議し、新規テーマとして取り上げることとした。

公開草案の公表

5. 本年度に公表した公開草案は、以下のとおりである。
- (1) 「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として、次の 3 つの公開草案を公表（2025 年 12 月 15 日公表、2026 年 1 月 28 日コメント期限）
- ① サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 3 号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
 - ② サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 4 号（サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号の改正案）「一般開示基準（案）」
 - ③ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 5 号（サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号の改正案）「気候関連開示基準（案）」
- (2) サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」（公表日：2026 年 1 月 22 日、コメント期限：2026 年 3 月 25 日）

¹ その後、2025 年 12 月に、ISSB より、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号に対する修正」及び「『温室効果ガス排出の開示に対する修正』と整合した結果的修正—『SASB スタンドワード』に対する修正」が公表された。

6. 第5項(1)に関する適正手続の遵守状況については(別紙1)²において、第5項(2)に関する適正手続の遵守状況については(別紙5)³において、それぞれ個別に報告を行っている。

サステナビリティ開示基準等の公表

7. 本年度において、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」として、次の3つのサステナビリティ開示基準を公表している(いずれも2026年3月13日公表)。
- (1) 改正サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
 - (2) 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
 - (3) 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」
8. 前項(1)から(3)に関する適正手続の遵守状況については、(別紙1)において個別に報告を行っている。

サステナビリティ開示基準等の補足文書の開発

9. 本年度に公表したサステナビリティ開示基準等の補足文書は、以下のとおりである。
- (1) 補足文書「教育的資料『IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求』(2025年6月19日公表)
 - (2) 補足文書「ガイダンス文書『IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示』(2025年8月20日公表)
 - (3) 補足文書「教育的資料『ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用』(2025年8月20日公表)
 - (4) 補足文書「教育的資料『ISSB基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示』(2025年9月17日公表)
 - (5) 補足文書「IFRS S2号における気候レジリエンス及び気候関連のシナリオ分析に関する要求事項」(2026年3月26日公表)

² 別紙1「温室効果ガス排出の開示に対する改正」に関する適正手続の遵守状況

³ 別紙5「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示」に関する適正手続の遵守状況

10. 前項(1)から(5)に関する主な適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

サステナビリティ開示基準 適正手続規則	遵守状況
委員会が公表するサステナビリティ開示基準等との関係 サステナビリティ開示基準等の一部であると誤解されないようにする（サステナビリティ開示基準適正手続規則第 12 条）	各補足文書には、サステナビリティ開示基準を構成せず、したがって、補足文書の内容に従わない場合であっても、サステナビリティ開示基準に準拠している旨を表明することができることが記載されている。
補足文書の公表の了承の状況 委員会において審議した上で、了承を得る（サステナビリティ開示基準適正手続規則第 14 条第 4 項）	2025 年 6 月 16 日開催の第 54 回サステナビリティ基準委員会、2025 年 8 月 18 日開催の第 56 回サステナビリティ基準委員会、2025 年 9 月 16 日開催の第 57 回サステナビリティ基準委員会、及び 2026 年 3 月 25 日開催の第 66 回サステナビリティ基準委員会においてそれぞれ審議し、公表が了承された。

以 上